

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例及び 北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 趣 旨

平成29年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成30年2月施行）されたことを踏まえ、同法と連動している条例及び条例施行規則を一部改正したものの。

2 法律の改正（新設）内容（条例関係分。事業者（代理店を含む。以下「事業者等」という。）の義務）

事 項	内 容
フィルタリング有効化措置実施義務	契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアのインストールやOSの設定を行う義務
青少年確認義務	契約締結の相手側が青少年であることを確認する義務
説明義務	有害情報閲覧の可能性、フィルタリングの必要性と内容を説明する義務

3 条例の改正内容（保護者・事業者等の義務等）

法 律 事 項	道 条 例		
	区分	対 象	内 容
フィルタリング有効化措置実施義務	新設	保護者	フィルタリング有効化措置を希望しない場合において、その理由等を記載した書面等の提出義務を規定【30条2の4】
	新設	事業者等	保護者から提出されたフィルタリング有効化措置を希望しない旨の書面の保存義務を規定【30条2の5】
	追加		前記保存義務違反について勧告の対象として規定【30条2の6】
青少年確認義務	削除	事業者等	法で規定のため重複する条例は削除【旧30条2の1】
説明義務	削除	事業者等	同上【旧30条2の2】
そ の 他	修正		法を引用している箇所について条項ずれが生じたことから対象箇所を修正【30条2の2】

※社会的情勢に鑑み、各種書面について、電磁的記録も可能とする条文修正

4 条例施行規則の改正内容

事 項	内 容
事業者等の説明事項	法で規定された説明事項と重複する事項を削除【旧7条1号・3号】 （有害情報閲覧の可能性、フィルタリングの必要性と内容）
書面等の保存期間	保護者から提出されたフィルタリングサービスを利用しない理由等が記載された書面等の保存期間を一定期間に見直し【8条1】 （書面の提出を受けた日から起算して1年を経過する日までの間） 保護者から提出されたフィルタリング有効化措置を希望しない理由等が記載された書面等の保存期間についても、前記フィルタリングサービスに係る書面の保存期間と同じ期間を規定【8条2】